第3次長崎市安全・安心まちづくり行動計画

(平成28年度~平成32年度)

平成28年5月

長 崎 市

目 次

		ページ
第1章 言	†画の概要	
第1節 詩	計画策定の趣旨	1
第2節	安全の範囲	2
第3節 言	計画の位置づけ	2
第4節 割	計画の期間	2
第2章 言	十画の理念及び施策の体系	
第1節 2	基本理念	4
第2節 力	施策の体系	4
体 系	図	· 5
第3章 狐	2罪の現状と取組	
第1節 🦠	犯罪の現状	6
第2節	これまでの取組状況	7
第3節 市	市、市民、事業者の責務	8
第4章 言	十画の内容	
第1節 清	意識づくり こうしゅうしゅう	
1 自	主防犯意識の啓発	9
2 安全	全情報等の提供	10
3 暴力	力行為の根絶と追放	11
第2節 均	地域づくり	
1 地址	域における連帯感の向上	12
2 地址	或の防犯・安全活動の促進	12
3 子。	どもの安全を守る取組の推進	14
4 女	生、高齢者、障害者等の安全を守る取組の推進	19
第3節 項	環境づくり	
1 犯績	罪防止に配慮した公共施設等の整備促進	22
2 犯績	罪防止に配慮した住宅の普及 ·····	23

第5章	推進体制	
第1節	推進体制の整備	26
第2節	進捗状況の進行管理	26
数値目標	·数值見込一覧表	27
(参考資	料)	
長崎市	方安全・安心まちづくり推進条例	29
長崎市	方安全·安心まちづくり推進本部設置要綱 ······	33

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

長崎市では、平成16年10月に施行した「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」(第1次計画=平成21年度~平成22年度、第2次計画=平成23年度~平成27年度)を策定しました。

この計画に基づき、自主防犯意識の高揚、官民協働による防犯活動の拡大、防犯に配慮した環境整備などの事業を展開してきました。

しかし、ひったくり、自転車盗、車上ねらい、強制わいせつなどの街頭犯罪 (注1) や、空き巣、振り込め詐欺、女性・子どもへの声かけ事案などが依然として多発しており、市民が実感する治安 (体感治安) の向上が求められています。

平成 26 年度に本市が実施した「市民意識調査」でも、居住地域を将来どのようなまちにしたいかという問いに対して「犯罪の少ないまち」が第3位にランクされるなど、市民の防犯に対するニーズも高まっています。

一方、近年の急激な社会環境の変化により、地域社会における連帯意識や人間関係 の希薄化が危惧されてきています。

市民が安全で、安心して生活ができる地域社会の実現のためには、市、市民、事業者が共通認識のもと、それぞれの役割を担うとともに、お互いに連携・協働した総合的な取組みを継続していくことが必要となります。

このような状況のなか、現行動計画が平成27年度で終了することから、平成28年度を初年度とする「第3次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」を策定しました。

(注1) 「街頭犯罪」とは、路上強盗、ひったくり、暴行、傷害、恐喝、強制わいせつ、自動車盗、 オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらいの12罪種・手口をい います。(長崎県警)

第2節 安全の範囲

この計画における「安全」とは、市民の生命、身体及び財産に対して危害又は損害を発生させる犯罪に対する安全とします。

したがって、災害、交通安全及び食の安全などについては、すでに独自の枠組みと して、施策が体系化されていることから、この計画における「安全」には含まないこ ととします。

第3節 計画の位置づけ

この計画は、「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な取組みの方向を示したものです。

また、「長崎市第四次総合計画」(後期基本計画)を補完し、具体的な施策を示したものです。

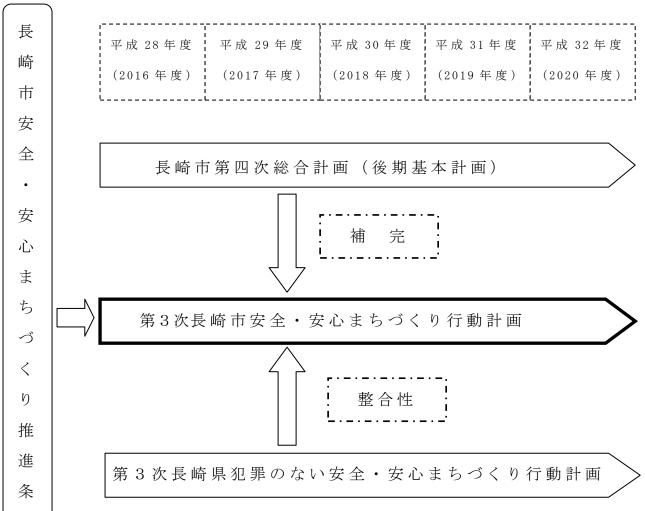
さらに、「第3次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」との整合性を 図るとともに、施設・設備等の整備については、「長崎県犯罪のない安全・安心まち づくり防犯指針」(注2)を準用します。

(注2) 長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づき、犯罪防止に配慮した道路、公園、 住宅、商業施設等の構造、設備等や児童等の安全確保についての具体的な指針を示したもの。

第4節 計画の期間

この計画の期間は、平成 28 年度 (2016 年度) から平成 32 年度 (2020 年度) までの 5 年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じ、必要な見直しを行います。



第2章 計画の理念及び施策の体系

第1節 基本理念

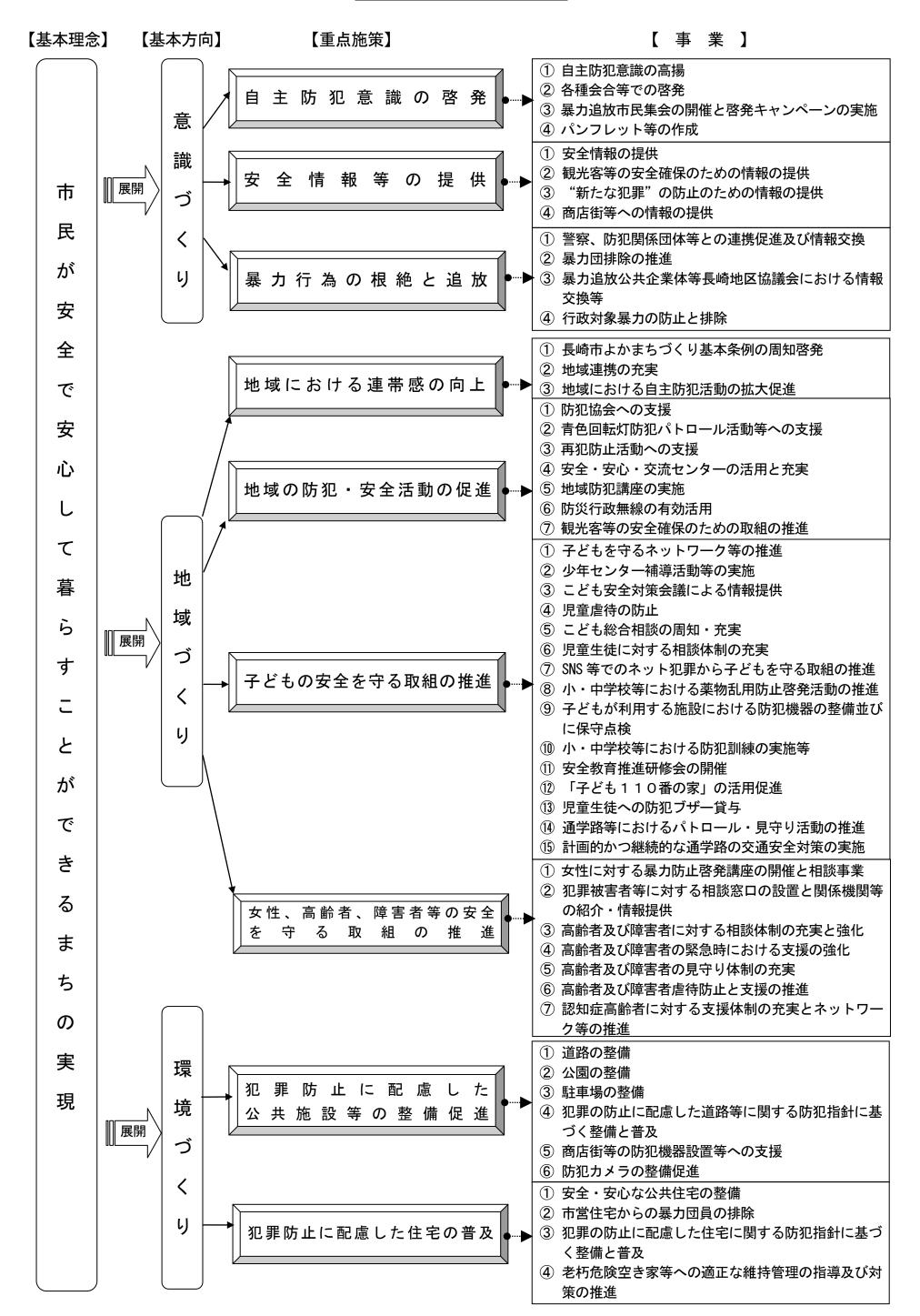
この計画における基本理念は、「市民が安全で安心して暮らすことができるまちの 実現」とします。

第2節 施策の体系

安全で安心なまちづくりの実現のため、市と市民、地域団体、事業者、関係機関等 が連携・協力して、次の3つの基本方向に沿った施策の展開を図ります。

- 1 「意識づくり」…「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識の高揚を図ります。
- 2 「地域づくり」…「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防犯活動の 推進を図ります。
- 3 「環境づくり」…「犯罪にあわない、起こさせない」ため、防犯に配慮した施設 等の整備の推進を図ります。

また、基本方向ごとに、重点施策及び各種事業を掲げ、施策を体系化します。



第3章 犯罪の現状と取組

第1節 犯罪の現状

長崎県における刑法犯認知件数 (注3) は、平成 15 年の 14,454 件をピークに年々減少しており、平成 26 年は 6,017 件となっています。

また、犯罪率・検挙率は、全国でも常に良い方の上位にランクされており、平成 26年の犯罪率は低い方から全国第3位、検挙率は高い方から全国第5位となってい ます。

長崎市においても、刑法犯認知件数は長崎県と同様に減少傾向にあり、平成 26 年は 1,874 件となっています。

しかし、近年、高齢者を狙った振り込め詐欺などの特殊詐欺、ドメスティック・バイオレンス(DV)やストーカーによる暴力事件、さらにはインターネットの利用に起因する児童の非行や犯罪被害等が増加しています。また、依然として街頭犯罪や女性・子どもへの声かけ事案などが日常的に発生するなど、決して安心できるような状況ではありません。

(注3) 刑法犯認知件数とは、警察において犯罪の発生を認知した事件数をいいます。



第2節 これまでの取組状況

長崎市では、平成 15 年の男児誘拐殺人事件を受け、市、市民及び事業者が一体となって安全で安心なまちづくりを推進するため、平成 16 年 10 月に「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を施行しました。同年 11 月に同条例に基づく市の附属機関として「長崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置するとともに、庁内の推進体制として、平成 18 年 4 月に「長崎市安全・安心まちづくり推進本部」を設置し、総合的かつ効果的な事業の推進を図っています。

また、子どもの安全を図るため、平成 15 年 9 月に「こども安全対策会議」を庁内に設置し、子どもの安全を脅かす事件・事故の迅速、的確な情報収集、関係機関への情報発信を行っています。

平成17年6月には、市内全小学校区(71校区)に「子どもを守るネットワーク」を立ち上げ、自治会、育成協など地域住民が中心となって定期的な巡回パトロールを行うなど、地域防犯の代表的な活動母体となっています。

平成 19 年 4 月に発生した伊藤前市長の銃撃事件は、市民に大きな衝撃を与え、市民の暴力追放や防犯に対する意識が更に高まりました。平成 20 年 4 月には、地域団体、防犯団体、学校関係、商工団体、報道機関、行政機関などで組織する「暴力追放『いのちを守る』長崎市民会議」(平成 27 年 4 月現在、116 団体)を結成し、毎年 4 月の「暴力追放強調月間」に市民集会を開催するなど、全市民的な集会として「いのち」の大切さを考え、防犯意識の高揚を図る場となっています。

平成25年4月には、全国的な暴力団排除の動きの中で、「長崎市暴力団排除条例」 を施行し、関係機関と連携して、本市の事業等からの暴力団排除を進めています。

地域においても「自分の安全は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通認識のもと、「まちの美化運動」「あいさつ運動」「巡回パトロール」「青色回転灯防犯パトロール」など、地域に応じた自主的な防犯活動の輪も広がってきていますが、本市としても、地域の防犯力を高めるため、これらの活動への支援に努めています。

今後とも、市、市民、事業者が相互連携を深め、地域の防犯意識の高揚、地域防犯活動の維持・拡大、防犯に配慮した効果的な取組を継続していきます。

第3節 市、市民、事業者の責務

安全で安心なまちづくりは、市、市民、事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な 連携を図りながら取り組むことが重要となります。

1 市の責務

市は、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、市民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策に積極的に取り組みます。

また、施策の実施に当たっては、特に援護を必要とする子ども、女性、高齢者、 障害者等に配慮するとともに、県、警察、関係団体等との連携を強化します。

2 市民の責務

市民は、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という防犯意識の向上と防犯の 取組に努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施 策に協力することが求められています。

3 事業者の責務

事業者は、市民の安全に配慮して、所有・管理する施設等を適正に管理し、また、 事業活動においても、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講じるよう努 めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力 することが求められています。

第4章 計画の内容

第1節 意識づくり

1 自主防犯意識の啓発

(1) 自主防犯意識の高揚

市民一人ひとりが自主的に防犯への備えを行い、自分の安全は自分で守る という意識の定着と、地域の安全活動に率先して参加する意識を高めるため、 警察と連携し、防犯講習会等を積極的に開催します。

防犯講習会は、聴講だけでなく参加体験型の講習に努めます。

(安全安心課、自治振興課、消費者センター、高齢者すこやか支援課、学校 教育課)

(2) 各種会合等での啓発

自治会や老人クラブ等の単位で自主的に開催される各種会合等に参加し、 警察と連携して、その地区特有の犯罪発生状況など身近な情報を積極的に提供するなど、自主防犯意識の啓発に努めます。

(安全安心課、自治振興課、消費者センター、高齢者すこやか支援課)

(3) 暴力追放市民集会の開催と啓発キャンペーンの実施

「暴力追放強調月間」の4月に「暴力追放『いのちを守る』長崎市民集会」 や啓発キャンペーン等を開催します。

また、県下において、毎年 10 月の「犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間」に実施される県民会議やキャンペーンへの参加・協力などを行います。 (安全安心課、自治振興課)

(4) パンフレット等の作成

犯罪の実態に応じた防犯対策や、ふれあいに満ちた安全・安心なまちづく りをすすめるため、内容等を工夫したパンフレット等を作成します。

(安全安心課、消費者センター)

2 安全情報等の提供

(1) 安全情報の提供

安全・安心に対する意識を高めるため、新聞、テレビ、ラジオ、市政情報 紙「広報ながさき」、インターネット等の多種多様な広報手段を通じて市内 の犯罪状況や犯罪対策等の情報を提供します。

また、子どもの安全を脅かす事件・事故、不審者等の情報に対して関係機関と連携し、迅速かつ適切な情報収集を行い、子ども関連施設等に情報発信します。

(広報広聴課、安全安心課、自治振興課、消費者センター、こどもみらい課、 少年センター、高齢者すこやか支援課、学校教育課、健康教育課)

(2) 観光客等の安全確保のための情報の提供

観光客等の安全を確保するために必要な情報を入手した際、インターネット等を使い、速やかに情報を提供します。 (観光推進課、広報広聴課)

(3) "新たな犯罪"の防止のための情報の提供

面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、被害者から現金などを詐取する特殊詐欺や、技術の進歩により誰でも手軽に購入可能となった小型無人航空機(ドローン)を使用した事件などの"新たな犯罪"についても、警察と連携して被害防止のための情報提供等安全対策を推進します。

また、消費者センターでは、新たな悪質商法などを、子どもやお年寄り等を見守っている学校や民生委員などの関係団体等に「長崎市消費者を守るネット」を通じてお知らせするとともに、さらに広く市民に周知する場合は、市政記者に情報を提供します。

(安全安心課、消費者センター、広報広聴課)

(4) 商店街等への情報の提供

安心して買い物ができる商店街等をめざし、安全面・防犯面の活動などの 情報提供を行うなど、防犯活動の啓発に努めます。 (商業振興課)

3 暴力行為の根絶と追放

(1) 警察、防犯関係団体等との連携促進及び情報交換

警察、長崎県暴力追放運動推進センター、長崎地区暴力追放運動推進協議会、各地区防犯協会等との連携促進や協力により、暴力追放の気運を高めるための広報啓発活動や「暴力追放『いのちを守る』長崎市民会議」の構成団体相互の情報交換と連携強化に努めます。 (安全安心課)

(2) 暴力団排除の推進

長崎市暴力団排除条例に基づき、長崎県警察本部と連携して各種契約、指定管理、生活保護、その他市の事業等から暴力団等を排除します。

(安全安心課、契約検査課、行政体制整備室、生活福祉1課)

(3) 暴力追放公共企業体等長崎地区協議会における情報交換等

暴力追放公共企業体等長崎地区協議会は、公共料金不払い等民事事案に介入する不法行為を積極的に追放排除し、暴力行為を許さない明るいまちづくりを行うことを目的としています。

関係機関相互において、犯罪の予防排除に必要な情報の交換、暴力的事案に 対する警告や警察等が行う暴力排除活動に対する協力、研究・研修及び共助等 の活動を行います。 (上下水道局料金サービス課)

(4) 行政対象暴力の防止と排除

行政に対する不当な要求、いわゆる「行政対象暴力」に対しては、組織的に対応し、庁内における情報の共有化を図るとともに、警察や長崎県暴力追放運動推進センター等の関係機関との連携強化に努めます。

また、暴対法(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)に基づく不当要求防止責任者の講習会、行政対象暴力への対応方法、さすまたの使用方法や護身術等の習得といった職員研修及び執務室における避難経路の確保等の安全点検を実施し、職員が安心して公正な市民サービスを提供できる環境整備に努めます。 (安全安心課)

第2節 地域づくり

1 地域における連帯感の向上

(1) 長崎市よかまちづくり基本条例の周知啓発

「長崎のまちをみんなでつくる」、「自分たちのまちは自分たちでよくする」という気持ちを共有し、参画と協働によるまちづくりに取り組むため、平成27年12月1日に、まちづくりの理念を定めた「長崎市よかまちづくり基本条例」を施行し、どのような時代の変化にも対応できる真に自立した「よかまち」の実現に取り組んでいきます。

「市民が、『当事者としてできること』の範囲を少しでも広げ、全員がプレーヤーとしてまちづくりに取り組む」活動を後押していきます。

(都市経営室)

(2) 地域連携の充実

地域の各種団体のつながりづくりを支援するとともに、美化運動やあいさつ運動、祭りや子ども会活動及び運動会などの各種イベントへの地域住民の積極的な参加を促進します。

(自治振興課、こどもみらい課、高齢者すこやか支援課、廃棄物対策課、 地域コミュニティ推進室)

(3) 地域における自主防犯活動の拡大促進

犯罪の広域化が進行しているなか、各小学校区子どもを守るネットワークの安全パトロールや青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロールなどの自主防犯活動の有効性を呼びかけ、その拡大に努めます。

長崎市においても、公用車による青色回転灯防犯パトロールや子ども 110 番の車などの防犯活動に努めます。

(安全安心課、こどもみらい課、自治振興課)

2 地域の防犯・安全活動の促進

(1) 防犯協会への支援

長崎市防犯協会連合会への助成を通じて、地域安全活動や防犯意識の高 揚などの防犯活動を行っている各地区防犯協会を支援し、地域の安全・安

(2) 青色回転灯防犯パトロール活動等への支援

地域の防犯力を高めるため、自主防犯団体が行う青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動等へ助成を行い、地域の安全・安心なまちづくりの推進を図ります。

また、実施団体による会合等を定期的に開催して情報交換や交流を行うなど、自主防犯活動の活性化を図ります。 (安全安心課)

成果指標	単位	直 近 値 (26年度)	目 標 値 (32 年度)
青色回転灯防犯パトロール活動団体数	団体	21	24

(3) 再犯防止活動への支援

犯罪発生件数に占める再犯の割合が増加していることから、更生保護法その他の法律に基づき刑を終了した者の社会復帰を目的として設置されている長崎県更生保護協会長崎支部への助成を行い、保護司等による再犯防止活動を支援します。 (安全安心課)

(4) 安全・安心・交流センターの活用と充実

廃止された交番及び駐在所を、地域コミュニティ及び地域の防犯活動の拠点(「安全・安心・交流センター」)として活用することにより、地域の不安を和らげ、地域住民の連携の強化及び安全・安心まちづくりの推進を図ります。 (安全安心課)

(5) 地域防犯講座の実施

自治会等に対して、「まちの美化運動」「あいさつ運動」「鍵かけ運動」「振り込め詐欺被害防止」などの防犯活動の呼びかけを警察と連携して行うことにより、地域防犯力の強化や連帯意識の向上と安全で安心な地域づくりを推

進します。

(6) 防災行政無線の有効活用

災害時の防災情報の提供を主な目的として整備している防災行政無線を活用し、地域住民の安全のために必要な情報を提供します。防災行政無線の使用にあたっては、緊急度や危険度等の状況を総合的に判断するとともに、市の関係部局や自治会、警察等と十分な調整を行い、効果的な伝達に努めます。 (防災危機管理室)

(7) 観光客等の安全確保のための取組の推進

観光施設における防犯設備の保守点検、防犯マニュアル等(各観光施設) の作成など、観光事業者との連携を図り、観光客等の安全確保に努めます。 (観光政策課)

3 子どもの安全を守る取組の推進

(1) 子どもを守るネットワーク等の推進

平成17年度から長崎市内の全小学校区にネットワークが立ち上げられ、防犯パトロールや情報交換会、地域住民の連帯意識を高めるためのイベントなどが実施されています。この各ネットワークの活動を支援するとともに、地域をあげて子どもたちを守る取組を推進します。 (こどもみらい課)

成果指標	単位	直 近 値 (23-26 年度平均)	目 標 値 (32 年度)
子どもを守るネットワークパトロール実 施回数	口	6, 099	6, 100

(2) 少年センター補導活動等の実施

青少年の非行防止と健全育成を図るため、学校や関係機関、関係団体等との連携を深めながら、補導活動、相談活動、環境浄化活動等を実施します。 各中学校区における少年補導委員による補導活動や、おくんちなどの催し に際し、非行防止のため特別補導活動を実施します。 (少年センター)

成果指標	単位	直 近 値 (26 年度)	目 標 値 (32 年度)
少年補導委員の活動人数	人	4, 979	6, 300
社会環境実態調査回数(注4)	□	38	48

(注4) 「社会環境実態調査」とは、市内のコンビニエンスストア、書店、ビデオ店、カラオケ店、インターネットカフェなどを訪問し、少年にとって有害な環境浄化のための調査を行うもの。

(3) こども安全対策会議による情報提供

市内の子どもの生命等の安全を脅かす事案・事件・事故、特に不審者情報などに対して関係課と連携し、迅速かつ適切な情報収集・分析を行い、小・中学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブなどに対して、「こども安全注意報」を発信します。

(こどもみらい課、幼児課、子育て支援課、学校教育課、健康教育課、安全 安心課、自治振興課)

(4) 児童虐待の防止

乳幼児健診の場や保育所、幼稚園、小中学校等と連携し、虐待の早期発見・対応に努めるとともに、長崎市親子支援ネットワーク地域協議会(長崎市要保護児童対策地域協議会)を中心に、警察、児童相談所等との連携、研修や事例検討を通した関係者の資質向上を図ります。 (子育て支援課)

(5) こども総合相談の周知・充実

子どもや子育てに関する問題全般についての相談窓口である「こども総合相談」の周知を図ります。

また、子どもが有する問題やニーズ、子どもが置かれた環境等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的で、子どもの人権を擁護するための相

談援助活動を行います。

成果指標	単位	直 近 値 (22-26年度の改善率)	目 標 値 (32 年度)
こども総合相談における助言指導等によ	0/	01.7	00.0
り改善がみられた割合	%	91. 7	92. 0

(6) 児童生徒に対する相談体制の充実

児童生徒の自立及び社会適応能力の育成を図るために、小学校 16 校、中学校 32 校にスクールカウンセラーを配置しています。また、小学校に学校サポーター、中学校に学校相談員を配置し、児童生徒が悩みを気軽に話すことができ、心のゆとりを持てるような環境を提供します。

緊急な問題が発生した時には、年間60回カウンセラーを派遣します。

さらに、子どもを取り巻く環境の改善を行うために、随時スクールソーシャルワーカーを派遣します。

相談体制の充実を図り、児童生徒の相談に親身な対応を目指します。

(学校教育課)

成果指標	単位	直 近 値 (26 年度)	目 標 値 (32 年度)
教職員が悩みや相談に親身に対応してい ると感じている割合 (小学生)	%	87.9	90. 4
教職員が悩みや相談に親身に対応してい ると感じている割合(中学生)	%	77.4	79. 9

(7) SNS等でのネット犯罪から子どもを守る取組の推進

スマホなどの使い方のルールについて、学校において指導の徹底を図り、 子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう努めます。また、家庭での「メディ ア利用の共通ルール」づくりを推進するため、PTAの研修会等で啓発を行 います。 (学校教育課、生涯学習課)

(8) 小・中学校等における薬物乱用防止啓発活動の推進

危険ドラッグの使用など薬物乱用問題が多様化してきています。

各小・中学校等において薬物乱用防止に関する教育が行われていますが、 長崎県、長崎県薬物乱用対策推進本部等との連携をさらに深め、薬物乱用防 止教室の開催や薬物乱用防止啓発活動などを通じ、青少年による薬物乱用防 止対策を進めます。 (健康教育課、生活衛生課)

(9) 子どもが利用する施設における防犯機器の整備並びに保守点検

平成 16 年度から小・中学校、幼稚園、保育所、児童館など、多くの子どもが利用する施設における安全体制の強化を図るために整備した長崎県警本部への非常通報装置について、確実に接続されるか確認するため、年 2 回現地保守点検と毎月通信点検を行います。

また、不審者の侵入防止等のため、市立の小・中学校、幼稚園、保育所、 保育園に整備した防犯カメラの保守点検を行います。

(教育委員会総務課、子育て支援課、幼児課)

(10) 小・中学校等における防犯訓練の実施等

不審者の侵入などの不測の事態に備え、市立の全小・中学校、保育所及び幼稚園にさすまたを設置しています。

また、このような不測の事態に備え、職員及び児童が的確に対応することができるよう定期的に防犯訓練を実施します。 (健康教育課、幼児課)

(11) 安全教育推進研修会の開催

教職員等に対する安全や防災に関する講義、講演会や応急手当に関する実 技研修を実施し、学校安全の基盤である教職員一人ひとりの危機管理意識の 高揚を図るとともに、安全管理のさらなる充実を図ります。

(健康教育課)

成果指標	単位	直 近 値 (26 年度)	目 標 値 (32 年度)
安全教育推進研修会の参加者数	人	152	160

(12) 「子ども110番の家」の活用促進

小学校においては、年度始めや交通安全指導・登下校指導等において集団 下校を実施し、その中で児童に地域の「子ども110番の家」を確認させ周 知を図るとともに、保護者へも地図を配布し周知・徹底を図っています。

(安全安心課、学校教育課、健康教育課)

(13) 児童生徒への防犯ブザー貸与

市内の全小・中学生のうち希望する児童・生徒全員に防犯ブザーを貸与し、 緊急事態の発生を周囲に知らせるとともに、事件の予防や防犯意識の啓発を 図ります。 (健康教育課)

成果指標	単位	直 近 値 (26年度)	目 標 値 (32 年度)
防犯ブザーの小学生所有率	%	86.7	100
防犯ブザーの中学生所有率	%	30. 3	50

(14) 通学路等におけるパトロール・見守り活動の推進

児童生徒の登下校時の安全確保のため、PTAと連携し、交通安全運動期間などの機会をとらえた朝の立哨活動や小学校において各学校の実態に応じた集団登下校を行います。また、事件・事故の未然防止を図るため、朝の挨拶等の声掛け運動を推進します。 (健康教育課、学校教育課)

(15) 計画的かつ継続的な通学路の交通安全対策の実施

「小学校が実施する通学路点検」、「子どもを守るネットワークにおける改善要望箇所」などの道路危険個所の改善状況や「警察による道路規制、信号機や横断歩道の設置計画」等の情報を定期的に共有し、また、計画的に合同点検を行うなど、学校関係者や道路管理者、交通管理者と連携し、通学路の安全対策を着実に実施します。

(健康教育課、こどもみらい課、土木維持課)

4 女性、高齢者、障害者等の安全を守る取組の推進

(1) 女性に対する暴力防止啓発講座の開催と相談事業

女性に対する暴力を防止するための啓発講座の開催や、女性に対する暴力 に関する相談業務(一般相談、弁護士相談、心の健康相談)を実施するとと もに、関係機関の情報提供及び関係機関等との連携を図ります。

(人権男女共同参画室、安全安心課)

(2) 犯罪被害者等に対する相談窓口の設置と関係機関等の紹介・情報提供

犯罪にあった被害者や家族等に対して、市民相談コーナーなどの一次相談 窓口において、被害者のニーズを的確に把握し、長崎犯罪被害者支援センタ 一等の関係相談機関の紹介を行うなど情報提供を行います。

(安全安心課、子育て支援課)

(3) 高齢者及び障害者に対する相談体制の充実と強化

高齢者及び障害者に関する相談について、地域の身近な場所でも相談できるよう、地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所を設置し、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師及び相談支援専門員等が対応します。また、65歳以上の一人暮らし及び高齢者のみの世帯に対し、月1~2回民生委員が訪問し、声かけや相談・助言により孤独感の解消及び安否確認をする友愛訪問を行います。

(高齢者すこやか支援課、障害福祉課)

指標	単位	直 近 値 (26年度)	見 込 値 (32 年度)
地域包括支援センターにおける総合相談 件数	件	54, 903	67, 000

(4) 高齢者及び障害者の緊急時における支援の強化

一人暮らしの高齢者や重度身体障害者などに対し、緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的として、緊急通報体制を整備するとともに、必要に応じて訪問介護員の派遣や消防局、民生委員などの協力員等による緊急時の対応を行います。

また、一人暮らし高齢者等へ、緊急時の連絡先や健康に関する情報を記入 したカードを容器に入れて冷蔵庫に保管し、救急搬送などが必要な時に備え る安心カードの普及に努めます。 (高齢者すこやか支援課、障害福祉課)

指標	単位	直 近 値 (26年度)	見 込 値 (32 年度)
緊急時訪問介護などの利用者数	人	1, 148	1, 417

(5) 高齢者及び障害者の見守り体制の充実

調理が困難な在宅一人暮らし等の高齢者及び身体障害者に対し、食事の配達によるサービスを提供し、安否の確認も行います。

斜面地、路地奥及びエレベーターが設置されていない中高層住宅等に居住 する高齢者・身体障害者でごみ出しが困難な方を対象として戸別収集を行い、 安否確認を行います。

また、新聞販売店、ガス、電気、上下水道、運送会社、保険会社、郵便局、 ララコープ等と協定を結び、配達時に新聞がたまっていた場合や訪問の際に 異変に気付いた場合、市に連絡をもらうなど、民間事業者との協働による見 守りにも取り組みます。

(高齢者すこやか支援課、障害福祉課、廃棄物対策課)

指標	単位	直 近 値 (26年度)	見 込 値 (32 年度)
配食サービス時の安否確認数	□	151, 135	199, 748
ふれあい訪問収集の利用者数	人	1, 851	2, 153
あんしんネットワーク協力事業所数	箇所	11	17

(6) 高齢者及び障害者虐待防止と支援の推進

高齢者及び障害者虐待に対する相談窓口を設置し、専用の来所相談や電話相談を行うとともに、地域の見守りをはじめとする、各種関係機関との連携を図ります。 (高齢者すこやか支援課、障害福祉課)

(7) 認知症高齢者に対する支援体制の充実とネットワーク等の推進

地域住民だけでなく、小学校や中学校、大学、銀行、郵便局、一般企業に対して、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の理解者を増やします。 また、全ての地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心として地域における認知症高齢者への支援を推進します。

徘徊のおそれのある高齢者が行方不明になった場合には、地域の支援を得て早期に発見できるよう関係機関の支援体制を構築し、安全の確保とその家族への支援を図るとともに、概ね 65 歳以上で徘徊がある認知症の高齢者を対象として、GPS機能のついた発信機等を利用し、徘徊した場合、その現在位置を確認し、介護をしている家族等へ情報の提供を行います。

(高齢者すこやか支援課)

指標	単位	直 近 値 (26年度)	見 込 値 (32 年度)
認知症サポーター養成者数	人	26, 239	47, 500

第3節 環境づくり

1 犯罪防止に配慮した公共施設等の整備促進

(1) 道路の整備

ア 歩道の整備

歩道が必要な道路については、整備を進めていきます。

また、車両からのひったくりや痴漢、子どもの連れ去り事件等が予想される地域においては、犯罪防止のため、犯罪を行おうとする者が歩行者に近づきにくいように、可能な限り、周囲からの見通しを確保し、ガードパイプ等の整備を進めます。

さらに、防犯上及び景観上、道路管理及び交通安全の観点から、路上駐 輪などをなくすための対策を進めます。

(道路建設課、土木維持課、土木企画課、土木総務課、廃棄物対策課)

イ 照明設備等の整備

自治会等の要望により、街路灯などを設置していますが、防犯上必要な場合は、地域住民と協働して安全点検を実施し、照明設備の整備に努めます。 (土木維持課)

成果指標	単位	直 近 値 (26 年度)	目 標 値 (32 年度)
市が管理する街路灯総数	灯	40,860	42, 360

(2) 公園の整備

公園が痴漢や連れ去りなどの犯罪行為の場所とならないよう、必要に応じて公園灯の設置等、施設計画や管理面での十分な配慮を行います。犯罪の防止に配慮した公園とするため、関係機関や自治会等と連携を図り、見通しの確保など、防犯に配慮した公園の改善を進めます。 (みどりの課)

(3) 駐車場の整備

駐車場については、周囲からの見通しを確保できる外周柵等の設置、必要

な照度を確保した照明器具の整備、防犯カメラなどの防犯設備の整備など、 犯罪の防止に配慮した駐車場整備に努めます。

また、路上駐輪をなくすため、その受け皿となる駐輪場の整備・拡大を図ります。 (土木企画課)

(4) 犯罪の防止に配慮した道路等に関する防犯指針に基づく整備と普及

上記のほか、犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場とするため、長崎 県が定める「道路等に関する指針」に基づいて、照明設備、見通しの確保、 盗難防止措置等必要な整備に努めるとともに、設置者、管理者等に対して道 路等に関する指針についての普及を進めます。

(道路建設課、土木維持課、みどりの課、土木企画課)

(5) 商店街等の防犯機器設置等への支援

安全・安心のための取組みは、まちなかの活性化やにぎわいの場の創出、 地域の防犯機能の強化にもつながることから、街路灯や防犯カメラなどの整 備を行う商店街等を支援します。 (商業振興課)

(6) 防犯カメラの整備促進

市の施設において、防犯上必要な箇所に防犯カメラを設置し、設置した防犯カメラの保守点検を行います。記録された映像については長崎市防犯カメラ取扱規程及び長崎市個人情報保護条例により適切に管理します。

また、自治会等から防犯カメラの設置について相談がなされた場合は、関係機関や関係課と協議し、設置を推進します。

(防犯カメラ設置施設所管課、安全安心課)

2 犯罪防止に配慮した住宅の普及

(1) 安全・安心な公共住宅の整備

国が策定した「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」に基づき、周囲からの見通しを確保した敷地内の配置計画、動線計画を行い、玄関ドアに防犯性能の高い鍵の採用、外部から見通しができる開口部のあるエレベーター

の採用等、防犯性能の高い公共住宅の整備に努めます。 (住宅課、建築課)

(2) 市営住宅からの暴力団員の排除

市営住宅入居者の生活の安全と平穏の確保のため、市営住宅から暴力団員を排除できるよう長崎市営住宅条例に暴力団員排除に関する規定を定めており、警察との連携により暴力団員の入居を未然に防ぐとともに、暴力団員の入居が判明したときは、その排除に取り組みます。 (住宅課)

(3) 犯罪の防止に配慮した住宅に関する防犯指針に基づく整備と普及

上記のほか、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等とするため、長崎 県が定める「住宅に関する指針」に基づいて、共同住宅の共同出入口、エレ ベーターホール、自動車駐車場等の安全管理の整備に努めるとともに、建築 事業者等に対して住宅に関する指針についての普及を進めます。

(住宅課)

(4) 老朽危険空き家等への適正な維持管理の指導及び対策の推進

長年放置され、廃屋となっている建築物は、住環境の悪化や周辺住民へ被害を及ぼすおそれがあるだけでなく、犯罪や非行の温床にもなりやすいため、所有者等の確認を行い、適切な維持管理の指導を継続して行っていきます。また、斜面地を中心とした既成市街地を対象区域として、周辺の道路等に危険を及ぼす恐れのある老朽家屋について、所有者からその建物及び土地を本市に寄附することや跡地を自治会が維持管理することなどを条件に市が除却することで、市民の安全と安心を確保するための環境整備等を推進します。 (建築指導課、まちづくり推進室)

成果指標	単位	直 近 値 (26 年度)	目 標 値 (32 年度)
老朽危険建築物の年間除却件数	件	46	60

老朽危険空き家対策事業による除却数 (累計)	件	44	62
---------------------------	---	----	----

第5章 推進体制

第1節 推進体制の整備

安全・安心まちづくりの総合的な施策を推進するため、市長を本部長とし、副市長 及び関係部局長で構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進本部」(平成 18 年 4 月 設置)において、全庁的な協力体制のもと、計画の総合的かつ計画的な推進を図りま す。

また、学識経験者、関係行政機関、関係団体、市民などで構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進協議会」(平成 16 年 11 月設置)において、計画の推進及び進捗状況について、定期的に検証等を行い、効果的な事業の推進を図ります。

さらに、地域団体、防犯団体、学校関係、商工団体、報道機関、行政機関などで構成する「暴力追放『いのちを守る』長崎市民会議」(平成20年4月結成)の市民集会において、暴力追放の意思と「いのち」の大切さを共有することにより、全市民の防犯意識の高揚を図ります。

第2節 進捗状況の進行管理

各施策については、事業の進捗状況の把握を行うとともに、その成果の検証・評価 を行うなど、適切な進行管理に努めます。

【数値目標一覧表】

コード	成 果 指 標	単位	直 近 値 (26 年度)	目 標 値 (32年度)
2-2-2	青色回転灯防犯パトロール活動団体数	団体	21	24
2-3-1	子どもを守るネットワークパトロール実 施回数	口	6,099 (23-26 年度平均)	6, 100
2-3-2	少年補導委員の活動人数	人	4,979	6,300
2-3-2	社会環境実態調査回数	□	38	48
2-3-5	こども総合相談における助言指導等によ り改善がみられた割合	%	91.7 (22-26 年度の改善率)	92
2-3-6	教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合 (小学生)	%	87.9	90.4
2-3-6	教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合 (中学生)	%	77.4	79.9
2-3-11	安全教育推進研修会の参加者数	人	152	160
2-3-13	防犯ブザーの小学生所有率	%	86.7	100
2-3-13	防犯ブザーの中学生所有率	%	30.3	50
3-1-1	市が管理する街路灯総数	灯	40,860	42,360
3-2-4	老朽危険建築物の年間除却件数	件	46	60
3-2-4	老朽危険空き家対策事業による除却数 (累計)	件	44	62

参考:長崎市第四次総合計画(後期基本計画)【基本施策 E 3「犯罪のない地域づくりを進めます」】 成果指標 … 犯罪発生件数 (刑法犯認知件数) 1,200件 (平成 32年目標値)

【数值見込一覧表】

コード	指標	単位	直 近 値 (26 年度)	見 込 値 (32 年度)
2-4-3	地域包括支援センターにおける総合相談 件数	件	54,903	67,000
2-4-4	緊急時訪問介護などの利用者数	人	1, 148	1,417
2-4-5	配食サービス時の安否確認数	□	151, 135	199,748
2-4-5	ふれあい訪問収集の利用者数	人	1,851	2, 153
2-4-5	あんしんネットワーク協力事業所数	箇所	11	17
2-4-7	認知症サポーター養成者数	人	26,239	47,500

(参考資料)

○長崎市安全・安心まちづくり推進条例

平成16年9月30日 条例第144号

改正 平成23年7月11日条例第20号 平成27年9月30日条例第40号

(目的)

第1条 この条例は、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)を、市、市民及び事業者が一体となつて総合的に推進し、もつて個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を 分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行われなければならな い。
- 2 安全で安心なまちづくりは、犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に 生かし、次世代にこれらが継承されることを目的として行われなければならな い。

(市の責務)

- 第3条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、市民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策を実施しなければならない。
- 2 市は、前項に規定する施策の実施に当たつては、特に援護を必要とする高 齢者、障害者、児童等に配慮しなければならない。
- 3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たつては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を十分に反映させ、常に国、県その他関係機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、常に安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を 積極的に習得するとともに、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講 ずるよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 市民は、犯罪の発生時においては、相互に協力して被害者の救助、関係機 関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、市民の安全に十分配慮して、その所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その従業員が安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び 技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に 協力するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、犯罪の発生時においては、被害者の救助、関係機関等への通報 を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。 (地域安全まちづくり活動)
- 第6条 市民等は、自主的に又は自発的に地域の安全を確保するための活動(以下「地域安全まちづくり活動」という。)に積極的に取り組み、助け合いの精神に根ざした良好なコミュニティをはぐくむよう努めなければならない。 (市民等に対する支援)
- 第7条 市は、市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するために必要な 財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全・安心まちづくり推進協議会の設置)

第8条 安全で安心なまちづくりを推進するため、長崎市安全・安心まちづく り推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議会の所掌事務)

- 第9条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 地域安全まちづくり活動に関する事項
 - (2) 学校等における児童等の安全の確保に関する事項
 - (3) 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及に関する事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに関し必要な事項 (協議会の組織及び委員)
- 第10条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
 - (3) 関係団体を代表する者
 - (4) 市民
- 3 市長は、前項第4号に掲げる委員の選任に当たつては、公募の方法により、 これを行うものとする。

(平27条例40·一部改正)

(任期)

- 第11条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第2項第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、その職を離れ たときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたもの とする。

(平27条例40·全改)

(協議会の会長)

- 第12条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を 代理する。

(協議会の会議)

- 第13条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第14条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意 見又は説明を聴くことができる。 (協議会の庶務)

第15条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(平23条例20·一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条から第15条まで並びに第16条ただし書の規定は、同年11月1日から施行する。

附 則(平成23年7月11日条例第20号)抄 (施行期日)

1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月30日条例第40号)抄(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

長崎市安全・安心まちづくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 長崎市安全・安心まちづくり推進条例(平成16年長崎市条例第144号)第3条の市の責務に基づいて、本市における安全・安心まちづくりに関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、長崎市安全・安心まちづくり推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 安全・安心まちづくりのための啓発促進に関すること。
 - (2) 安全・安心まちづくりのための地域活動に関すること。
 - (3) 安全・安心まちづくりのための環境整備に関すること。
 - (4) その他安全・安心まちづくりの施策の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

- 第4条 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。
- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその 職務を代理する。

(会議の招集)

- 第5条 推進本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長が招集し、そ の議長となる。
- 2 推進本部は、必要があると認めるときは、本部会議に関係人の出席を求め、

その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

- 第6条 推進本部に幹事会を置き、推進本部の運営について必要な事項を処理する。
- 2 幹事会を組織する幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、幹 事長は本部長が指名する。
- 3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事長は、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、市民生活部安全安心課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年12月19日から施行する。 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成19年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年9月26日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成23年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

企画財政部長
総務部長
理財部長
市民生活部長
福祉部長
市民健康部長
こども部長
環境部長
商工部長
文化観光部長
水産農林部長
土木部長
まちづくり部長
消防局長
上下水道局長
教育長

別表第2 (第6条関係)

広報広聴課長
防災危機管理室長
企画財政部都市経営室長
理財部財産活用課長
市民生活部自治振興課長
市民生活部安全安心課長
市民生活部消費者センター所長
福祉部福祉総務課長
福祉部高齢者すこやか支援課長
福祉部障害福祉課長
市民健康部生活衛生課長
こども部子育て支援課長
こども部幼児課長
こども部こどもみらい課長
環境部環境政策課長
商工部商業振興課長
文化観光部観光政策課長
水産農林部水産農林政策課長
土木部土木総務課長
土木部土木維持課長
まちづくり部みどりの課長
まちづくり部まちづくり推進室長
まちづくり部住宅課長
まちづくり部建築指導課長
消防局予防課長
上下水道局業務部総務課長
教育委員会教育総務部総務課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会学校教育部健康教育課長

第3次長崎市安全・安心まちづくり行動計画

長崎市市民生活部安全安心課

〒850-8685 長崎市桜町2番22号

TEL 095-829-1231 FAX 095-829-1262

発行: 平成 28 年 5 月